

第三十一回 参議院大蔵委員会會議録第十六号

昭和三十四年三月十三日(金曜日)午後二時三十一分開会

委員の異動

三月十一日委員稻浦鹿藏君、杉山昌作君及び松野孝一君辞任につき、その補欠として林田正治君、前田久吉君及び青木一男君を議長において指名した。

三月十二日委員追水久常君、小笠原二三男君及び樺繁夫君辞任につき、その補欠として重政庸徳君、安部キミ子君及び岡田宗司君を議長において指名した。

本日委員重政庸徳君、岡田宗司君及び安部キミ子君辞任につき、その補欠として追水久常君、樺繁夫君及び小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 加藤 正人君
理事 土田国太郎君
山本 米治君
大矢 正君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

岡崎 眞一君
木内 四郎君
追水 久常君
塩見 俊二君
西川 甚五郎君
廣瀬 久忠君
小酒井義男君
樺 繁夫君

政府委員 野溝 勝君
大蔵政務次官 佐野 廣君
大蔵省主税局長 原 純夫君
大蔵省主計 小熊 孝次君
局法規課長 大澤 融君
農林省蚕糸局長 大澤 融君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員

本日開議に付した案件

○糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特定港湾施設工事特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

閣提出、衆議院送付)

○委員長(加藤正人君) ただいまから委員会を開会いたします。

まず、糸価安定特別会計において昭和三十三年産の生糸及び繭を買い入れるための経費の支払財源の一部に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案、以上二案を一括して議題に供します。

質疑のある方は、順次、御発言を願います。

○野溝勝君 糸価安定特別会計に関する点でございしますが、これについて、衆議院の農林委員会及び大蔵委員会等においても、最近の糸価の不安定な状態にかんがみて種々意見がかわされたようでございますが、その意見の中で、二、三われわれが関心を持つておる問題がありました。と申すのは、この糸価安定そのものが、いつも安定せずして不安定にあるということにつきましては、今回のこの特別会計法の一部改正によって果してこの安定が期せられるかどうかという点については、非常に疑問を持つておるのであります。一つは、この御所見を承わりたいと思ひます。

○政府委員(大澤融君) この大蔵委員会御審議願つておりますのは、昨年来、生糸あるいは繭の需給事情が激変いたしました。御承知のような事態があつたわけでございます。そこで、昨年の六月に安定法のはかに臨時措置法

を作りまして、それによつてあの事態に対処して今日に至つておるわけでございます。そこで、臨時措置法以前に、安定法によりまして約五万俵近いものを買い、さらに臨時措置法によりまして百億の糸、五十億の繭、さらに昨年暮には三百万俵、五十億を限度とする夏秋蚕のたな上げというように措置をいたしまして、さらに、年末には糸価の実勢を見て最低価格を改訂するというような措置をとりまして、今日に至つたわけでございます。その後、価格が安定審議会でも御審議願つたわけでございますが、十六万円水準——最近多少値上りを見ておりますが、十六万円を中心にしての水準で今日までに至つておるわけでございます。

そこで、この御審議願つております今の二法律案は、今までのこういうようないろいろ買い込んだいわば跡始末的なことを処理するための法律でございます。そこで、将来の糸価あるいは繭の安定をどうするか、こういうようなことにならうかと思ひます。これは、御承知のように、一つは臨時措置法を来年度も延長してやつて参るといふことが一つ、それから昨日衆議院の方で上げていただきましたが、蚕繭事業団というものを作つて、養蚕農民が繭の値段を、いわば自主的にと申しますか、適当な値段を実現し得るような、まあいわばよりどころという意味での蚕繭事業団を作つて参る、これによつて今後の価格の安定をはかる、こういうことでございます。

○野溝勝君 局長さん、その程度の大まかなことはそれはわかるのですが、私の質問の要旨は、糸価安定法が昭和二十六年にできて、さらに昨年は臨時措置法ができたのかかわらず、一俵十九万はるか十八万、昨年などは大暴落して十四万というような情勢になつた。今あなたは希望的観測を言われましてけれども、それは桑園整理犠牲の結果で、いわば農民が犠牲になつての上での価格の少しの値上りであつて、本質的なものではないのです。

かような不安定の中にあつて、臨時措置法にかかわるべき一つの措置として、一年間は延ばしたというところ、さらに蚕繭事業団というものによつてその裏づけをさせるというあなたの説明なんです。が、こういう変動の激しい産業に対して、お先まっ暗なような、一年ほっきりの案だけ出しておつたのでは、おそろしく養蚕農家としても不安に耐えかねると思うのですが、こういう点について、今のところこれより仕方がないので、この措置をとられたのだらうが、将来どういふようにして一体蚕糸業の施策を進めていこうとするのか、この現状をあらわしてあなたの所見を一つ聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(大澤融君) 大へんむずかしい御質問でございますけれども、これからの糸価安定の問題、野溝先生言われましたように、臨時措置法を延長して一年やる、こういうことでござい

ますけれども、こういうふうにいいたしましたゆえんのは、昨年、今も御指摘になられましたように十九万円、千四百円の価格の維持ということができなくなつたわけでございます。そういうような需給事情の変化に対応し、あるいはまた、御指摘があった桑園の整理というようにもござります。

そこで、今こうした事情を全部突き詰めて、新しく価格安定制度をどういうふうなことに、結論を下すには、その前提となる今申し上げた経済事情なり、あるいは需給事情なり、あるいは養蚕事業団を作つてやってみるか、あるいはまた桑園整理の結果がどういふようになるかというふうなことを見た上で、将来の根本的な、ことに価格安定制度というふうなものは、そういうことを突き詰めた上で考えていかなければならぬと思ひます。また、価格安定制度、今までの事態にも、一体生産費というものをどういふように考えるか、あるいは安定特別会計がむき出しで、いきなり、あるいは糸、あるいは繭を買つていいのかどうかというふうな、いろいろな技術的な問題もござります。そうしたことは、今申しましたような事情もござりますので、機動的な態勢をとれる臨時措置法の一年延長というところで、あるいはまた養蚕事業団というふうなことで、今年に対処して参るかと、すでに御検討を開始して参るかたわら、すでに価格安定の問題だけなく、もっと広く養蚕全体の問題を検討願つて、根本的な方策を立てるといふことでやつておるわけでございます。

なお、さしあたっては、今申しました価格の問題については、一部改正で延長をやることでござりますが、それのみで、来年度は生糸の需要を伸ばす、また糸繭の生産コストを思い切つて下げるというふうな方向で、いろいろの施策を考えてやつて参ることにしておるわけでありませう。

○野澤勝君 局長さんに申し上げますが、私は、今回のこの法律案の一部改正に對しましては、賛成なんです。一応この臨時措置といつたしましてはよろしいと思つておるんです。ただ、問題は、ざつとばらんにいへば、この事業団並びに安定法の一部改正の結果を見てその根本的対策を立てようといふようなことは、あまりに無見で、おかしいといふのです。あなた自身もわかつておるわけなんです。昭和二十六年にこの繭糸安定法というものができたのです。それからあと、何といひますか、想像もつかないような需給関係並びに価格関係の変動が依然として激しい、こういうような状態に置かれているのである、部分的に一時的な案だけでは、いつも問題の繰り返しをやるのみで、行政としてはナンセンスであらう。だから、この際、一体根本的に一つの方針を立てて、それを審議会なら審議に諮るなり、あるいは審議会の意見を早くまとめるなりして、一つの根本的な方針をきめないと、おそれる糸繭関係者は戸惑いをすると、いうことを私は申し上げたのです。

そこで、大体、外国市場への売れ行き不振の理由、それから将来の需給関係の展望というふうなことに對しては、当局はどういうふうな一体見ておるのですか。

○政府委員(大澤融君) またおしかりを受けるかもしれませんが、将来への展望というふうなことはなかなか私はむずかしいことだと思ひますけれども、ことに貿易の問題、これは御承知のように、昨年のあつた混乱がございました。九月ころまでは非常な激減をいたしました。しかしながら、十月、十一月と、低価格ではありますけれども、やや落ち着いて参りまして、徐々に回復して、十月、十一月、十二月、それぞれ六千俵以上の実績を出し、さらに、今年に入りまして一月、二月と、これは不景気期といふ時期に入るのでございませうけれども、約三千俵程度のもので出ておるといふ回復の仕方をしております。また、内需の関係、輸出用の生糸、輸出用の織物を作る生糸を含めての内需、これもまあ、今申し上げた外国へ出るのと同じような形で、回復して参つております。そこで、私も、大体この需要が安定しました十月以降のペースで来年度も貿易なりあるいは内需なりが見込まれるものではないか、こういう予想を持っております。

○野澤勝君 これは大蔵政務次官にも一つ希望的に質問を申し上げておくのでござりますが、今、局長のお答では、まことに自信がないものですが、これは、私はだれでもこの決定的な展望はないと思ふんです。しかし、毎年毎年この通りの状態なんです。あなたの方と大蔵当局との間において、この問題については何とかしなければならぬと思ふんです。今度の一時的措置も、ざつとばらんにいへば、千四百円が夏秋蚕において千二百円になり、また閣議において一方的に支持価格として千円台をきめたことが、養蚕農民の怒るところとなり、大騒ぎをして農林省内のすわり込みまでやつた。その結果がこうなつたんだと思ふんです。ですから、一つ、日本の原始産業であるが、原料が日本のものであるからという意味において、私はむしろ保護産業的な施策を政府はとるべきだと思ふんです。そういう点においては、もっと計画性のある一つの案を立て、方針を立ててすべきだと思ふんです。

ついでに、大蔵省などはこれに對して、いつも態度が消極的で冷たい。養蚕農民から見れば非常に不愉快な印象を与えておるんです。ですから、大蔵当局は、財政投資資金などにおきまして、ほかの基本的産業とか巨大産業に對しては、投融資をしているわけなんです。だから、これなども、今申しましたように、原料が日本でもできるものであり、そういう意味においては、日本の経済的な一つの潤滑油にもなるわけなんです。そういう点について金融的な措置を他の産業と同じようにしようといふ心持があつてしかるべきだと思ふのでございませうが、今後一体こうした糸繭安定について大蔵当局としてどういふふうに考えておられるか、この点を一つお二人からお伺ひして、この御回答いかんによつては、もう質問を打ち切りたいと思ふんですが……

○政府委員(佐野廣君) 仰せのように、昨年の夏秋蚕のときに私初めてこの問題に取組んだのであります。仰せの如く、この生産の問題と価格の問題とは、きわめてデリケートな問題になつておるに承知をいたしました。大蔵省といたしまして、これ

が生産過剰になつて参りまして、これが価格安定につきましては十分の理解をもつてやることに話し合ひをいたしました。しかし、これも、今仰せのように、無計画で、どの程度まで出したらいいかということにつきましては、かなり議論をし、私もまたいたしまして、農家の立場から、価格は安くてもいいから、ぜひとも作りたい、売りたい、こういうふうなお話も聞いております。それとも、農家全体の立場から見ると、もう少し安く、やはり価格安定といふことを考えて、一つ大蔵省としても考えてくれ、こういうふうなお話でございまして、昨年はあつたような措置をとり、今回こういうふうな提案となつておるわけでございまして、仰せのように、私も農家の立場から、兼業の方もかなりあるわけでございます。仰せのように、審議会等によつて、生産と統制指導というふうな面から、安定した方向の私どもは一日も早く出ることを願ひをいたしておりまして、これに各方面の御意見を盛り込んで対策を立てることを願ひをいたしております。

しかも、その後におきましては、桑園の整理等につきましても、次々にどうも出て参りまして、それは理解を待つというところと金を出さずといふことは一致することではございませうけれども、桑園の整理にいたしまして、来年度の桑の生産、それはやがては掃き立ての問題になり、繭の生産、生糸の生産といふことになるわけでございまして、仰せのように、私もまたいたしましては、審議会等によつてこの安

定した方向の定められることを念願し、それに対処して、できるだけ農家の皆さんの利益保護政策という方面に向っていきたいということを常々考えておりますので、そういう時期の、そういう方策のすみやかに立てられることを努力いたしたい、こういうふうに考えております。

○委員長(加藤正人君) 大澤局長の答弁はいいですか。

○野澤勝君 いいです。次官にもう一回聞いて、お答えを願いたいと思います。今、次官から、三百万貫の買入れ措置もつたし、できるだけのことはしておるといふ意味の答弁なんです。私の言っておるのは、日本農民の原料で、それで加工して糸にしておるわけなんです。ですから、日本において、原料を日本に求めて加工しておるといふものは、生糸などは代表的なものじゃないかと思うのです。そういう意味においては、日本農業というものを深く理解し育成強化するという点においては、政府としては全力をあげなければならぬ産業じゃないかと思うのです。

またまた、割りが合わない、引き合わせ産業だという問題が出てくると思うのですが、割りが合わないということだけで日本の経済を割り切つてよいのかということなんです。問題は、そこで、割りが悪ければ外国のものを買ってくればいいのか、新しい繊維を買えばいいということなら、これは民族問題や自主性を度外視し、理屈は簡単なんです。しかし、そうでなくて、やはり日本の民族産業なり日本の自主生産なりを生かしていくには、ある程度政府としても犠牲を払うべきものだと

思うのですよ。そういう点において、ほかの産業については財政投融資も相当寛大であるが、こうした面においてもそれらの点を考慮して、大蔵当局としても努力すべきものであると思うが、この点に対しての御所見はどうかと、こういうのです。

○政府委員(佐野廣君) 私が話した、十分一昨年の夏秋蚕の場合に、いわゆる三百万貫でございましたが、買入れ、これで十分だとかいうようなことを当時も考えたわけではございません。ただ、どこまで手を打てばいいかということがはつきりすること、私どもは希望いたしましたのでございませう。従つて、当時のことを考えてみますと、こういうふうな点でございふ議論がございましたのですが、今申し上げましたように、一つの定まった方針のもとに、価格の安定もはかる、そのために資金も出すということとを別にしつたわけではございませう。どうもその辺の見解が、当時ずいぶん長い時間かかりましたのでありますが、はつきりいたしかねたので、出しつたように相なったのであります。すけれども、私も、この点につきましては、ずいぶん努力いたしましたし、仰せのように、国内で生産されておりますものでございませうから、こういうふうなものにつきましての理解を持ち、資金を投入するということにつきましては、一定の方向のきまりました線に沿つて十分やるということとは、お約束できると思ひます。

○野澤勝君 佐野君、あなたはいつまでも政務次官をやっているわけではな

い、あなたが、今私の話したような点について、日本の原料で加工産業をやっているものの代表的なものだということについては、お認め願ふと思うのですよ。そういう点については、今後この産業に対して、自分としてはこれを大いに積極的に育成強化しようとする、努力するといふ意思があるのか、その点についてあなたの御所見を聞くと、こういうわけなんです。

○政府委員(佐野廣君) それは、野澤先生おっしゃいますように、私ももうあと何カ月もいるわけじゃございませう。しかし、私も、野澤先生、百姓の子でございまして、やはりやっておりますから、これは十分、私の所見とおっしゃれば、今後大蔵省をやめましても、代表として理解者として努力することは、私自身もやります。

さつきの話は、佐藤大臣以下私どもが相談したときに、そういうふうなことを話して、何だか出しつたようでありましたけれども、そうじゃなかったといふことを申し上げ、理解をもつてやったのだけれども、どうもどこまでやつていいのかわからないという気が持が、私もただでなくて皆さんに、私、当時あつたと思ひます。私自身は、もちろん、将来にわたりますして、理解者となつて努力することを約束いたしました。

○政府委員(大澤融君) 確かに、蚕糸業と申しますのは、たとへば、養蚕農家の数にいたしまして、あるいは貿易の額にいたしまして、往年に比べたら非常に小さい数量になつております。しかしながら、これを全国的にながめれば、もう軽んじてもいいじゃないかといふことを言われる方があ

もしれませんけれども、先生の長野県でありますとか、あるいはまた隣の山梨でありますとか、高崎でありますとかというところで見ますと、農業生産の中でも非常に大きなウエイトを占め、あるいは農家の所得でも五〇%以上は養蚕の収入だといふようなことで、これを伸ばしていくためにいろいろな資金を投入する、資金の世話をするといふようなことは、大蔵政務次官からもお話ございましたけれども、私も、私ももちろんこれに努めていかなければならない、こう考えております。

○委員長(加藤正人君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(加藤正人君) 次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税の特例等に関する法律案、以上両案を一括して議題に供します。

質疑のある方は、順次、御発言を願ひます。

○大矢正君 これは政務次官にお尋ねをしたいと思います。これは条約によつて、条約の不足部分を法律で作ろうという、まあ大体はそうなんです。ね。もちろん、条約の内容も載つていてのだけれども……。そこで、不思議なことには、この条約というのは大蔵委員会からかぬわけですね。御存じのように、外務委員会であるわけですね。そうすると、私も、実際にこ

の租税に関する条約を外国と結ばれているにもかかわらず、その法律は外務委員会だけでもつて論議をして、大蔵委員会ではそういうものがみな通つたあとで、初めてこれが法律になつて現われてくるというところは、どうも運営上から納得いかない問題なんです。これ、技術的な問題じゃなくて、こういう協定がおそらく今後現われてくると私は思うのですが、外務委員会でもみんな論議をして、承認をして、それから初めてこつちへ回つてくるというのですが、そうすると、事実上の問題としては、この条約の内容はもう法律みたいなものだから、法律の審議なんといふことは、おおよそ意味がなくなつてくるんじゃないかと思うのです。これは何か、政務次官あたり、考え方ありませんか。

○政府委員(佐野廣君) どうも私、慣例に従つて、こうして御説明申し上げただけでありまして、ほかにもそういうふうな例があるようにも聞いておりますけれども、この点、きわめて私、不明確でございませう。

○委員長(加藤正人君) 速記をとめて。

○委員長(加藤正人君) 速記を始め

○大矢正君 これ、今までに私が知っている範囲でアメリカとかスエーデンだったかと思ひますが、確かこういうのと同じことをやつたことがあるのです。が、事実上、こういうものは今世界各国との間にどの程度の国と結んでいるのか、ちよつと今まで結んでいる、内容は別として。内容は大同小異なものであらうと思ひますけれども、それ

から、もう一つは、どこかと結ぼうという考え方もあるのでしょうか。そういう点について……

○政府委員(原純夫君) わが国としましては、昭和二十九年にアメリカとの間に結びましたのが最初であります。三十一年度であつたと思いますが、スエーデンとの間に締結いたしました。今回お願いしておりますのが、パキスタン、ノールウェーとの間の分です。ですから、これで合計四カ国と、今まで、ここまでの段階の話し合いが行われたということになります。

今後におきましては、特に東南アジア方面は日本と今後経済的な交流を大いにやりたいというようなことがありますが、そういう際に、税の方で二重課税なんということがあります。困りますので、特に力を東南アジア方面には入れた。租税条約は、発生的には先進各国が盛んにやっておりますので、やはりあわせて西歐—欧米諸国ですね、欧米諸国ともあわせて今後交渉が行われるだらうと思ひます。とりあえずすぐ目の前というものは、デンマークとは大体話し合いが済みまして、ごく近く調印の上、御審議をお願いするという運びに持参したい。東南アジアではインド、セイロン、それからニュージラランドというあたりのところが、ただいま具体的な日程をもってわれわれ準備を進めておるといふところでございます。

なお、東南アジアについては、実は、スエーデンの条約をお願いしましたときに、国会の御批判として、ただいま申しましたような欧米のこの進んだ国とだけやるというんでなくて、日本がどんどん出ていくところの東南ア

ジアの領域において商社あるいは経済活動が順当にいくようなというお話を意味で、そつちへ努力しろというお話がありまして、まあパキスタンを第一着手としてまとめた。この辺には、相当条約の型においても苦心をした跡が出ておるような次第でございます。

大体、日本を中心としますといううことで、アメリカ、イギリス等は世界各国と何十というそういう条約を締結いたしております。大体、ヨーロッパ大陸の各国はお互いにそういう条約を持つておるといふような状況でございます。

○大矢正君 これは外務省に聞かなければならぬことだらうとは思ひけれども、日本の場合には、積極的にこういう条約を結ぶために働きかけているんですか、今のところ。

○政府委員(原純夫君) まず、国際的にこの二重課税がありますと非常に困るというところで、やはりこの二重課税の排除はしたい、かつ、経済の円滑な支流のために、お互いに相互に免税をするとか、あるいはこれ以上は税をかけるなという限度を設けるといううようなことは望ましいことであります。で、こういう制度がずっと各国の間に

行われておるわけでありまして、そういう意味で望ましいというものが、まず出発点の考え方でありまして、望ましいとして、対象は、欧米各国はなれておりますから、やろうとすれば割合に案にできる。ところが、東南アジアはそういう問題になれていない。あまり東南アジア各国はこういう形の租税条約を結んでおりませんが、やはり日本としましては、東南アジアと今後極力経済に緊密な関係を保ち、

その交流を促進するというのが必要でありますので、先般、日本・スエーデンの条約を国会に御承認願ひましたとき、特にそういう御要望がありました。われわれもその必要は前から痛感しておりましたので、私どもが相当積極的に働いて、このパキスタンの条約はできたというのが経過でございます。もちろん、パキスタンは東南アジア諸国のうちでは割合にこの方面の措置を進んでおる国で、パキスタンは西独、イギリス、アメリカ、あるいはスキャンジナヴィア諸国といううなもの

と、大体最近までそういう条約をそれぞれ締結しつつあるという事情もあるけれども、そこで日本が働きかけて締結したという経緯でございます。

○委員(加藤正人君) 大矢君、外務省から条約課長が出ております。

○大矢正君 特別それほどのこともないんですけれども……

○平林剛君 この二つの法律は、国と国との条約になつておるわけですが、やはり国家としてこういう条約を結んだ方がお互いに望ましいことはわかつておるけれども、多少相手国によつては利害が違つてくるような場合がある。この二つの国とのバランスにおいては、わが国はどういう立場に立つたかということ、これは結局税額の比較になるんですが、その点を一つ伺ひたい。

○政府委員(原純夫君) 非常に重要なポイントでございます。数字は私持っておりますが、ごくおほな数字関係で申し上げますと、貿易で申しますとパキスタンへの貿易であります。パキスタンへの日本の輸出であります。一九五七年におきまして総額六百三万

一千ポンドということになっております。向うからの輸入額は、千六百六十五万ポンドということになっております。ノールウェーとの関係におきましては、日本からノールウェーへの輸出は、一九五七年で千九百万ドルあまりであります。向うからの輸入は四百五十五万ドル程度ということでございまして、その他いろいろ投資の数字等がございまして、省略させていただきます。非常に重要な点と申し上げましたのは、こういう角度で問題になるのであります。

こういう協定の当事国の一方がいれば経済力が高いという場合には、経済力の高い方が低い方に対して、商社も出ていく、投資もあるといううなわけですね。船も行く。ところが、弱い方は、相手には船も行かないし、飛行機も行かない、商社も出ない。そうすると、こういう協定は、お互いにそれぞれ一國の課税権を自制しようといううな前提でおりますから、弱い国の方が自製の値打があるわけですね。強い国は相手国からはとんど来ないんだから、自製の値打がない。こういうことで、弱い国にとっては不利だということ、弱く言へるんです。パキスタンとの間でも、パキスタンは日本との間に、今申し上げましたように、パキスタンからの輸出は割合に多いんですけれども、その輸出にしても、パキスタンの商社が輸出して、東京に来て店を持つというところはほとんどなくて、日本の商社が出て買って買ってくるといううなななです。また船は日本からはたくさん行きますが、向うからは一ぱいも来ないといううことで、通常の租税条約では、たとえば船の運航

の所得は互いに相互免税しようと言つておるわけですね。向うに言わすと、自分の方は免税してもらう船が行つておらぬといううなことになるわけですね。同様なことが、投資その他いろいろな関係にあるというので、パキスタンとの条約は、そういう相手国の後進性を考慮して、たとえば船舶についての相互免税は今入れないで待つてくれ、将来自分の方も船を動かしてどんどん日本に行く船ができるまで待ちたい。無理もない話ですから、待つ。

それから、その他、たとえば日本のいろいろな商事会社が、向うから綿花を買ひ付けて持ってくるという場合に、通常の協定では、輸出になる取引、つまり買つてもらうというときは、自国から買つてもらうのだから、自国でも所得は一部はできたのだという理屈は立つわけですね。ところが、買つてもらう方については、その取引は全然自国では所得ができないものとして、相手でおとり下さいといううのが通常の型なんです。パキスタンは、そういうことをやっていると、自分の方は利益がない。相手に利益を与えるだけだ。やはり日本のいろいろな会社が向うから買ひ付ける場合には、向うでの活動による所得部分というものを判定してとりたいと、こういうのですね。私どももやはり、パキスタンに対しては先進国の立場として、そういう点は同情をもつて見なければならぬといううに思ひまして、新しい型ではあります。が、向うでとることを認める。まあ日本は欧米諸国にはそういうことは主張しておりません。まあそういう意味では、日本は先進国並みとして彼らと

キスタンの国における支払った税金と
いうのは、これは経費として落すわけ
ですか。それとも、日本の国があらた
めて税金全体を計算して、その税金の
中から結局控除をするという方法にな
るわけですか。どちらですか。

○政府委員(原純夫君) それは、ただ
いまキスタンの場合は、法人税で申
しますと、法人税法の十条の三という
ので、外国税額控除ということを規定
しておるのです。ただいまの場合です

〔賛成者挙手〕

と、配当に対してパキスタンで税を納める、その配当を含めた日本における所得と、向うからあがる所得全部一緒にして、その日本法人は日本の税務当局に申告し、納めなければならぬ。その場合には、パキスタンで受けた配当も含めた全部の何をもとにして納めます。それで税額を計算いたしまして、その税額の中から向うで納めた税額を引いて納める。税額を引くわけです。損金というのじゃなくて、税額を引いて納める。まあ配当の場合はそれでよろしいと思います。そういうことになっております。

○委員長(加藤正人君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。
これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明かにしてお述べをお願いします。――別に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。
これより採決に入ります。所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェーとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を、一括して問題に供します。両案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(加藤正人君) 全会一致でございます。よって両案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。
なお、諸般の手續等につきまして、前例により、これを委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたしました。
○委員長(加藤正人君) 次に、関税法の一部を改正する法律案を議題にいたします。
質疑のある方は、順次御発言をお願いします。
ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君) 速記を起して。
質疑は後日に譲ります。
○委員長(加藤正人君) 次に、関税法の一部を改正する法律案及び砂糖消費税法の一部を改正する法律案を、一括議題といたします。
質疑のある方は御発言をお願いします。残余の質疑は次回に譲ります。

○委員長(加藤正人君) 次に、特定港湾施設工事特別会計法案を議題といたします。
御質疑のある方は御発言をお願いします。それでは、残余の質疑は後日に譲りまして、本日はこれをもって散会いたします。

午後三時四十分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、占領期間中における連合国将兵による被害補償の請願(第一一四八号)(第一二二七号)(第一二三五号)(第一二四二号)
二、砂糖税引下げに関する請願(第一一四九号)(第一二五〇号)
三、高級織物の物品税新設反対に関する請願(第一二三四号)

第一一四八号 昭和三十四年二月二十七日受理
占領期間中における連合国将兵による被害補償の請願
請願者 名古屋瑞穂区堀田通り九ノ五三 渡辺秀夫 外一名

紹介議員 草葉 隆圓君
占領期間中における連合国将兵による被害補償については、平和条約第十九条でいわゆる占領期間中における占領軍に対する請求権を日本国は放棄すると規定した結果、被害者の有する損害賠償請求権の行使は事実上不可能な状態におかれ、一家の支柱を失った遺家族あるいは身体障害を受けた者の、その後の生活は困難を極め悲惨な月日を送っているから、(一)すみやかに被害者の調査を行うこと、(二)当面の生活補助として見舞金を支給すること、(三)遺家族及び被害者に対する救済のための立法化を図ること、等の実現を図りたいとの請願。

第一二二七号 昭和三十四年三月三日受理
占領期間中における連合国将兵による被害補償の請願(二通)
請願者 愛知県大山市大字東古券二六八 石田治光 外一名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第一二三四号 昭和三十四年三月四日受理
占領期間中における連合国将兵による被害補償の請願
請願者 愛知県春日井郡旭町大字清洲二、六五二 杉山日出吉

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第一一四八号と同じである。

第一二四九号 昭和三十四年二月二十七日受理
砂糖税引下げに関する請願(二通)
請願者 東京都港区芝三田四国町二ノ一五全国菓子協同組合連合会理事長 奥山雅雄 外三十八名

紹介議員 黒川 武雄君
このたび大蔵省は昭和三十四年度予算の原案を閣議に提出されたが、その中に間接税として高級織物に対する物品税を新設し、高級織物に対し課税する方針を打出されているが、これは中小企業者に対する税の軽減公約に逆行する

政府は、今国会において、砂糖の関税及び消費税の改訂を立案し、この改訂を機会に砂糖税の総額を現行より引き上げる具体案を計画しているが、現行の砂糖税の総額は他の物品税額に比較して著しく過重であり、これをさらに増税するときは消費者価格(砂糖及びその加工品)の値上りとなり、国民消費生活の負担を増大させ、日常経済に悪影響を及ぼすことになるから、砂糖税増税案を中止し砂糖税を現行より引き下げられたいとの請願。

第一二五〇号 昭和三十四年三月四日受理
砂糖税引下げに関する請願
請願者 東京都港区芝三田四国町二ノ一五全国菓子協同組合連合会内砂糖税引下げ期成同盟本部内 匠修造 外三十八名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第一一四九号と同じである。

第一二三四号 昭和三十四年三月三日受理
高級織物の物品税新設反対に関する請願
請願者 岐阜市米屋町二岐阜県洋服商工業協同組合連合会理事長 川島貞助

紹介議員 小酒井義男君
このたび大蔵省は昭和三十四年度予算の原案を閣議に提出されたが、その中に間接税として高級織物に対する物品税を新設し、高級織物に対し課税する方針を打出されているが、これは中小企業者に対する税の軽減公約に逆行する

第一二三四号 昭和三十四年三月三日受理
高級織物の物品税新設反対に関する請願
請願者 岐阜市米屋町二岐阜県洋服商工業協同組合連合会理事長 川島貞助

紹介議員 小酒井義男君
このたび大蔵省は昭和三十四年度予算の原案を閣議に提出されたが、その中に間接税として高級織物に対する物品税を新設し、高級織物に対し課税する方針を打出されているが、これは中小企業者に対する税の軽減公約に逆行する

第一二三四号 昭和三十四年三月三日受理
高級織物の物品税新設反対に関する請願
請願者 岐阜市米屋町二岐阜県洋服商工業協同組合連合会理事長 川島貞助

紹介議員 小酒井義男君
このたび大蔵省は昭和三十四年度予算の原案を閣議に提出されたが、その中に間接税として高級織物に対する物品税を新設し、高級織物に対し課税する方針を打出されているが、これは中小企業者に対する税の軽減公約に逆行する

第一二三四号 昭和三十四年三月三日受理
高級織物の物品税新設反対に関する請願
請願者 岐阜市米屋町二岐阜県洋服商工業協同組合連合会理事長 川島貞助

紹介議員 小酒井義男君
このたび大蔵省は昭和三十四年度予算の原案を閣議に提出されたが、その中に間接税として高級織物に対する物品税を新設し、高級織物に対し課税する方針を打出されているが、これは中小企業者に対する税の軽減公約に逆行する

るものであり、又、これら中小企業の実情は帳簿、在庫品整備等のために特定の担当者をおくことができない現状にあり、そのために末端徴税は違法行為の続出や社会不安を招来するおそれがあるから、いかなるかたちにせよ高級毛織物に対する物品税の新設には断固反対であるとの請願。

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、特定港湾施設工事特別会計法案（予備審査のための付託は二月十一日）

一、砂糖消費税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月七日）

一、関税定率法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月七日）

一、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は一月二十三日）

一、関税法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は二月九日）

一、国税徴収法案（予備審査のための付託は二月二十三日）

一、国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（予備審査のための付託は二月二十六日）

昭和三十四年三月十七日印刷

昭和三十四年三月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局